



日本マンション学会 NEWS LETTER No.82

目次

2019 福岡大会 開催

... 1

発行日 2019年7月31日
発行 一般社団法人 日本マンション学会
事務局 〒101-0042 東京都千代田区神田東松下
町 33 COMS HOUSE 2階
都市住宅とまちづくり研究会内
Tel 03-6206-4668 Fax 03-5294-7326
jimu@jicl.or.jp <https://www.jicl.or.jp/>
編集 戸村 達彦



※日本マンション学会からのお願い：会費の期限内納入、または口座引き落としにご協力ください。

2019 福岡大会 開催

日本マンション学会 2019 福岡大会が、2019年4月19日(金)～21日(日)にかけて、福岡大学で開催されました。本大会では市民シンポジウムには約200名、学術大会には約250名の参加者を集めるなど、盛況のうちに幕を閉じました。本号では市民シンポジウム、メインシンポジウム、7つの分科会、特別委員会、見学会、懇親会の概要を報告します。

市民シンポジウム

「マンション管理は区分所有者の手で」

松坂徹也 (実行委員長)

2019年4月19日午後6時より日本マンション学会 2019 福岡大会の市民シンポジウムが福岡県弁護士会館大ホールで開催されました。福岡県弁護士会館は昨年8月竣工されたばかりの建物ですが、有名な建築家を対象としたコンペを経て採用された設計、仕様によるもので福岡県弁護士が全国に誇る会館です。

当日は約200名の市民の方に御参加頂いての開催となりました。シンポジウムのテーマを「マンション管理は区分所有者の手で」といたしましたが、その目的、趣旨は区分所有者は専有部分については所有者意識を持っているが、共有持分を有している共用部分については所有者意識を持っていないのではないか、そのため共用部分の管理や管理組合の運営に関心がないのではないか、当然

にそれらに関心を持つべきであり、そうなるこそマンション管理は理想的なものとなるというものです。

マンションは高経年化すると共用部分の保全が大きな問題となります。区分所有者の多くが高齢化すると管理組合の運営が難しくなります。又、マンション管理にとって区分所有者相互間のコミュニケーションの維持確保は重要な問題となります。多くの区分所有者がこのような問題点を大切なことと常に意識しておく必要があり、そのためには共用部分についても所有者意識を持つこと、管理組合の運営に主体的にかかわることが区分所有者に強く求められます。このようなことを目的、趣旨として次の方々をパネリストに選びました。

福岡県マンション管理組合連合会理事長

福岡県マンション管理士会理事長

管理組合の元理事長

福岡市住宅都市局住宅計画課長

冒頭私が趣旨説明を行い、各パネリストの方にそれぞれの立場から又経験に基づいて本シンポジウムの趣旨、目的に沿った活発な御発言を頂きました。区分所有者の意識改革が必要であること、遠い将来までも見据えた管理を行わなければならないこと、そのための啓蒙を行う必要があること、将来区分所有者となる子供世代に目を向け、区分所有者教育も必要であることなどが浮き彫りになったように思えました。

メインシンポジウム

「被災マンションの課題とそれをふまえての提言」

大野 武（日本マンション学会 前学術委員長）

今年度のメインシンポジウムのテーマは、学術委員会において企画・実施したものであります。企画検討段階では、阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓が熊本地震の対応に必ずしも活かされていないのではないか、そのための震災対応マニュアルが必要なのではないか、さらに、自主建替えだけでなく、敷地売却を選択した実例を踏まえた検討も必要なのではないかということが議論になりました。そこで、齊藤広子副会長に取りまとめ役をお引き受け頂いて、今回のシンポジウムを実施するに至った次第です。

本シンポジウムが設定した課題は、第1に、マンション復旧・復興の課題に対して住民がどのように対応したのかについて、そのノウハウを整理し、将来の備えとしていかにして活かしていくかということであり、第2に、被害の予防を含め、残された課題は何かを整理し、将来に向けて必要な提言を行うことでありました。そこで、本シンポジウムでは、まず、藤野雅子報告において熊本地震の経験を踏まえた報告をして頂き、高橋悦子報告において東日本大震災と熊本地震における建物取壊し・敷地売却を選択したマンションの実例を報告して頂きました。そして、被災マンションの課題を検討するために、岡田康夫報告において法学的な観点から考察をして頂き、小林秀樹報告において建築工学の観点から考察をして頂きました。その上で、最後に、折田泰宏報告において立法・行政への政策提言に向けたマンション再生の課題について考察して頂きました。

当日のシンポジウムでは、様々な課題が浮き彫りにされましたが、個人的に特に重要だと感じた点をアトランダムに列挙するならば、①震災から敷地売却契約に至るプロセスにおいては、適切なコーディネーターを確保することが非常に重要であり、そのためには平時から管理組合の運営が適切に行われている必要があること、②各分野の専門家による支援が震災復興の初期から敷地売却に至るあらゆる段階において必要とされること、③大規模一部滅失の場合に政令施行の日から1年以内に集会決議を行うことという要件があまりに短く、実際上の課題となったこと、④公費解体制度は、それが適用されるためには区分所有者全員の合意が必要であり、また地下構造物が対象から除

外されているなどの制約が存すること、⑤被災度区分判定や罹災証明の判定方法に課題が存すること、⑥被災マンション再生のための事業法が未整備であることなどがあげられます。そして、これらの課題を踏まえるならば、被災マンションに対する現実的処理としては、公費解体とその後の敷地売却というルートが重要な意義を持つものであったように感じました。

最後に、今回のメインシンポジウムでは174名の参加があり、大変な盛会でありました。福岡大会実行委員長の松坂徹也先生（九州支部副支部長・弁護士）をはじめ、岡俊恵先生（九州支部長・九州女子大学名誉教授）や実行委員の皆様には多大なご尽力を賜りました。改めて心より御礼申し上げます。



メインシンポジウムの様子

第1分科会

「民法改正でマンションの瑕疵担保責任はどう変わるか」

〈九州支部〉

中島繁樹（司会担当者）

現行の民法財産編について大改正が行なわれ、この改正規定が来年（令和2年）4月1日に施行されることになっている。

この改正法の中でマンションの取引に影響する部分は、例挙すると、時効、債務不履行責任、契約解除、売買、請負などの分野である。その中でもっとも大きく影響を受けると考えられるのは、マンション売買の際の瑕疵担保責任に関係する部分である。今回の福岡学術大会の第1分科会では、九州支部の企画としてこの問題を取り上げ、テーマを「民法改正でマンションの瑕疵担保責任はどう変わるか」とした。

当分科会は4月20日午前9時30分から福岡大

学工学部内の講義室で開催した。司会は私（弁護士・当学会会員）が担当した。

第1報告者は立命館大学法務研究科教授の松本克美氏である。同氏はパワーポイントを使用し、その印刷物も配布して報告。同氏は、今回の民法改正で瑕疵という概念がなくなり、代わりに契約内容不適合という用語が使用されるようになっていくことの意味を説き、あわせて、この変更によってマンション売買の買主の立場の保護に不都合が生じることはないのではないかとの予測を、述べられた。

第2報告者は創価大学法科大学院教授の花房博文氏（当学会会員）である。同氏は、改正法が新しく買主に履行追完請求権や代金減額請求権を認めたこと、買主のそういう権利については1年以内に通知することという期間制限規定が設けられたことなどを説明するとともに、他方、分譲会社と購入者との間で付随して締結されるアフターサービス契約がやはり有益であることを述べられた。

第3報告者は弁護士の安原伸人氏（当学会会員）である。同氏は、今回の民法改正にあわせて、住宅品質確保法や宅建業法も同様の改正が行なわれていることを指摘された。

この第1分科会の出席者は、午前10時の時点で61名、午前11時の時点で55名であった。

第2分科会

「長寿命化に向けた管理運営とコミュニティ形成」

〈マンション行政課題研究委員会〉

村上民夫（マンション管理士）

第2分科会は掲題のテーマにより、2部構成として分科会報告を行った。第1部は行政課題研究委員会で行ったアンケート調査をもとに、委員6名による調査結果を報告、第2部として廣田信子をコーディネーターとして、発表を行った委員全員により「マンションの長寿命化に向けた管理組合運営とコミュニティ形成」をテーマにパネルディスカッションを行った。

第1部の報告では、東京都、神奈川県、千葉県に存在する再生への取組みを積極的に実施してきた13管理組合に対し、平成29年から30年にかけて実施したアンケート調査をもとに、村上民夫による趣旨説明を行い、再生の取組みにつながった各管理組合の活動状況やコミュニティ活動の実態や、自分のマンションに対する意識のあり方等を明らかにするという今回の調査目的を述べた後、中山孝仁が「管理組合の運営に関して」、大滝純

志が「コミュニティ活動について」、榎本康博が「再生工事の実施状況」、片山次朗が「マンションに対する意識について」の各パートの概要をそれぞれ報告した後、山本育三がこれをまとめた。

第2部のパネルディスカッションでは、「今長寿命化に取り組む必要性」、「再生・長寿命路線に乗れたマンションの傾向」、「将来の不安の芽」について廣田信子が概説した後、各パネリストにより、「再生工事の実現につなげたマンションの特徴として印象に残ったこと」、「高経年手前のマンションが取り組むべきもの」、「再生・長寿命化路線に乗っているマンションの不安解消方法」、「同路線に乗れない管理組合と行政が同路線に乗っているマンションから学ぶべきこと」、「諸課題をサポートするため行政に求められること」について意見交換を行った。

最後に、廣田信子、山本育三より、しっかりした対立のない人間関係と、コミュニティ活動が基盤であり、行政からもこのことを積極的に示してほしいとまとめて分科会を終了した。

第3分科会

「一般報告 / 実務・管理報告」

〈九州支部〉

辻 壽一（大阪樟蔭女子大学、東大阪大学短期大学部）

第3分科会は「一般報告/実務・管理報告」で、一般報告4件、実務3件の報告がありました。まず一般報告ですが、「マンション管理への外部事務局導入」岡崎信道（マンション管理士）は、自身が理事長を務めるマンション事例から、外部事務局導入における業務内容、業務遂行上の要点等について述べ、外部事務局制度によって事務処理や管理組合の運営負担が軽減できると報告した。

「集合住宅バルコニー緑化についての一考察」鈴木あるの（京都大学）は、イタリア等の事例から、バルコニーに関する区分所有の違いも含めて、日本における緑化の必要性を強調した。「マンション類型による大規模修繕工事の内容と長期修繕計画ガイドラインとの比較考察」大槻博司（集合住宅維持管理機構）では、同機構による実際の豊富な大規模修繕工事の事例から、国土交通省による長期修繕計画ガイドラインを比較した。マンション一律ではなくマンション類型ごとのガイドラインが必要だとした。「北海道胆振東部地区におけるマンション被害のアンケート調査」羽山広文（北海道大学）は、当該区域における防災用品の準備状況等から、地震対策の向上が必要とした。

「実務・管理報告」では、「小学生マンション

ドクター養成塾-分譲マンションの住まい手を育むための子ども向け教材の開発と学習プログラムの実践-」宮崎雅司・辻井左恵（集合住宅維持管理機構）は、子どもたちがマンション管理を身近に感じ興味を持って理解できるよう、双六ゲーム方式などを用いた実践学習プログラムを報告した。「マンション管理実務における管理リスク低減方法の検討について-修繕積立金一部後納制度の導入検討」片山次朗・田邊正治（マンション管理士）は、高齢居住者の負担軽減を図り、マンションの維持管理を円滑に進めるための方策として、将来的な住戸売却を前提とする修繕積立金の一部後納制度を提案した。「欠陥マンションに対する最高裁平成19年判決と平成23年判決を最初に適用した横浜地裁判決について」植木武裕（日本マンション学会代議員）は、自身のマンションにおける水漏れ問題やその裁判の経緯について報告した。

第4分科会

「最近のマンションの紛争と裁判」

〈マンション判例研究委員会〉

大山和寿（青山学院大学）

第4分科会では、3件の判例について報告がされました。

第1報告として、59条競売に基づく保全処分が認められないとした、最決平成28年3月18日民集70巻3号937頁を対象に佐藤元会員が報告されました。

第2報告として、荒木哲郎会員が、東京地判平成29年4月28日判タ1450号212頁を対象に報告されました。この判決は、マンションの底地の賃貸人が、建築確認においてマンションの敷地の一部とされた隣地部分を第三者に売却したことが、マンションの区分所有者が当該隣地を敷地として利用することに協力すべき信義則上の義務に違反するとして、区分所有者からの不法行為に基づく慰謝料請求を認めたものです。

第3報告として、非常通報装置を導入するために修繕積立金の取崩しの可否が争われた、大阪高判平成31年1月31日判例集未掲載を対象に、花房博文会員が報告されました。

質疑においては、佐藤報告に対しては、仮の地位を定める仮処分の可能性が考えられないか、との指摘がありました。

特に花房報告に対して、多くの質疑が行われました。その質疑においては、裁判所は私的自治や多数決の原理に基づいて安易に結論を出している

けれども、私的自治や多数決原理に基づくこのような解決には歯止めをかける必要がある、との発言が多かったです。

第5分科会

「終末を仮設定した管理システム開発」

〈高経年期管理研究委員会〉

戸村達彦（日本総合住生活）

本分科会では、高経年マンション（築40年以上を想定）に特化した「高経年期管理システム」開発の中間報告が行われた。

はじめに、小杉学主査（明海大学）より、高経年期管理システムの全体構成について説明が行われた。高経年管理システムではマンションの終末時期を仮設定し、通常行われている「従来型管理」に加えて、それまで健全な管理組合を行うための「経営的管理」、及び確実に再生/建替え/解消に導くための「終末準備」により構成されると説明された。

同氏による第1報「高経年マンションの終末設定試案」の発表では、高経年期管理システムを概説した上で、同システムの中核となる「仮終末の設定」と「区分所有権集約」を提起し、その意義や可能性について検討された。

藤木亮介（一級建築士）による第2報「マンションの持続限度を設定した長期修繕計画の試案」では、健全な管理組合運営の実現基盤となる「終わりのある長期修繕計画」についての検討が行われ、築80年での終わりを仮定した「超長期修繕基本計画」への展開が示された。

内田耕司（弁護士）による第3報「団体的拘束に関する時的観点からの考察—高経年期管理システム開発の試みを契機に—」では、仮終末の設定及び区分所有権集約の可能性の限界について、「管理組合による団体的拘束の権限」という観点から、さらに掘り下げた検討が行われた。

廣田信子（マンション管理士）による第4報「高経年マンションの終末期検討の入り口—合意形成を進めるベースづくりの提案—」では、仮終末設定の議論をスタートすることすら困難であるとの指摘が行われ、それを乗り越えるための「合意形成のベースづくり」の提案が行われた。

意見交換では、終末に向けて行われることが想定される区分所有権の集約過程において生ずる「議決権と所有者数の問題」をどのように扱うのか、終末の設定を規約にどのように盛り込むのか、本研究で想定されるのはどのようなマンションなのか等、活発な議論が行われた。

第6分科会

「認知症高齢者等の課題の解決視点について」

〈認知症高齢者等の課題一般研究委員会〉

角田光隆（神奈川大学）

第6分科会では、趣旨説明として私が多角的な視点からの調査研究の必要性を述べた。その際にマンションの形態から生ずる高齢者等の置かれた状態、家族形態、認知症その他の精神障害と身体障害、認知症その他の障害の程度と進行状況、終末期の事後処理などを考慮しながら、研究グループが個別の課題を検討していることを述べた。

篠原報告は、管理組合は建物、敷地及び付属施設の管理だけでなく、見守りも業務として位置づけることができると述べた。見守りはマンション標準管理規約（単棟型）第32条12号を根拠として医療・介護の分野に繋げるまでの業務に限定されると述べた。

角田報告は、認知症等の疑いのある居住者を発見した場合に、管理組合が家族に緊急連絡する基準や、家族が協力をしない場合や家族がいない場合に自治体等に連絡する基準を述べた。認知症等を原因とした虐待がある場合に、管理組合が市町村に通報する際の早期発見のサインや個人情報の提供を述べた。また、認知症等が要配慮個人情報になる場合の取得条件や第三者への提供条件を述べた。認知症等の知識の習得の意義などにも言及した。

田中報告は、個人情報保護法及び高齢者虐待防止に関する整理を行い、管理会社が認知症等の兆候に気づき、求められる対応についてのフロー化を提案した。その際に、緊急性の有無、働きかけのスタートがマンション側、働きかけのスタートが社会福祉部門側の観点から整理して説明した。

川上報告は、認知症居住者に対する管理組合の対応の難しさを指摘しつつ、管理組合が認知症居住者に対応した事例を紹介した。たとえば、鍵預かり制度を定着させた管理組合、大規模修繕工事がきっかけで認知症への対応に取り組んだ管理組合を採り上げた。川上報告の基になる論文には、水島氏の母親の認知症の個人的体験が書かれている。私が病欠欠席した水島氏に代わって、その部分を代読した。

第6分科会に参加していただいた方々と質疑応答を行った。社会福祉部門からの対応、居住者名簿の個人情報の収集などの質問があった。

第7分科会

「縮小社会とマンションの問題」

〈マンション住環境まちづくり研究委員会〉

田中志敬（福井大学）

第7分科会では、冒頭で3月に急逝された当委員会の顧問の松本恭治先生の追悼と感謝の意を込めて、全員で黙祷を捧げました。その上で、縮小社会の中でのマンション問題の把握を目的に、前半の2報告は、社会統計を用いてマンションを取り巻く社会環境の客観的な現状を明らかにしました。その後、後半の2報告では、マンション内の生じている具体的な課題や取組実態を明らかにしました。

第1報告の田中報告は、社会統計GISを用いて、高層マンション等のマンション立地傾向の東京都市圏と大阪都市圏の分布の違いや、年齢構成別人口等の両都市圏での地理的分布の差異について報告を行いました。

第2報告の松本論文は、田中が代理で報告を行いました。社会統計の詳細な分析結果から、首都圏、特に東京都心では、共同住宅の住戸面積の小規模化や、居住者の単身世帯が進み、将来的な防災、防犯、介護等の問題が隠れて進行している点等を指摘しました。その上で、「都市はゆっくり成長すべきではないか」という、松本先生からのメッセージを会場の皆さんと共有しました。

第3報告の西山報告は、関東支部高齢者問題研究会チームのヒアリング調査結果についての報告を行いました。その中で、高齢化の進んだマンションの管理組合運営対策や高齢者の見守りの取組、認知症、孤独死等のマンション管理組合の対応事例等を紹介し、多様な主体の連携による見守り体制の必要性を提言しました。

第4報告の丁報告では、高齢化等のマンション管理の担い手問題の解決策として、導入を検討するマンションが増えている管理組合の法人化をテーマに、先進的な取組事例の紹介を行いました。その中で、法人化の経緯やプロセス、管理運営の進め方等のポイントを解説し、法人化の利点や課題について指摘を行いました。

特別研究会

「熊本地震被災マンションを巡る課題と提言」

〈熊本地震復興特別委員会〉

横田隆司（大阪大学）

日本マンション学会では2016年4月の熊本地震発生直後から被災したマンションの再生支援を行ってきたところである。そして2018年度には学会として国土交通省の補助事業に採択されたこともあり、その経緯や内容も含めてマンション学会としての復興支援について報告すべく、分科会とは別に特別研究会を開催したものである。

司会は横田隆司（大阪大学）が務め、まず藤本佳子（マンション管理研究所）から「被災マンションの再生過程と問題点」と題して、再生全般の現状について報告があり、続いて、本委員会委員長の折田泰宏（弁護士）から補助事業「被災マンションの再生事例の収集・分析の取り組み」の概要報告があった。国土交通省に提出された報告書本編は資料を含め千ページを超えるものだそうで、今後の活用が待たれる。

その後、古賀一八（福岡大学名誉教授）からは「技術面からみた熊本地震の被害と復旧に学ぶ」と題して、主として構造面からの貴重な提言があった。松永伸太郎（弁護士・司法書士・マンション管理士）からは「被災マンション再生の課題」と題して、主として法律面からの課題が報告された。堀邦夫（熊本マンション管理組合連合会理事長）からは「熊本地震での熊管連の役割」と題して、実際の熊管連での経験をもとにした貴重な提言があった。太田隆司（アーバンリバーズ）から「合意形成が遅れたマンション事例」と題して、合意形成が遅れた原因やその対策について報告があった。山口信一（ユアデーコンサルタンツ）からは「再生への合意形成が遅れたマンションから学ぶ」と題して、合意形成が円滑に行われた事例とそうでない事例に関わった経験から再生に対する提言が報告された。

いずれも貴重な報告であり、被災マンションを円滑に再生するにあたっての様々な障壁が明らかになったと思われる。また会場からも、鎌野会長からの「区分所有法にも災害対応が必要ではないか」という意見などをいただいた。今後、関連する法律の改正など、被災マンションの復興・再生がよりスムーズに進むような制度作りを期待したい。

見学会

「福岡市東区香陵校区のまちづくり」

志波文彦（九州支部）

大会最終日の午後、「香陵校区のまちづくり」見学会が開催され、香陵校区まちづくり協議会より当該校区の地域まちづくり計画についての説明とまちなみの視察が行われた。

本見学会の対象地である香陵校区（福岡市東区）は、一般の住宅地に比べ高い水準の住環境を有するまちとして埋立地に新たに開発されたまちである。一方で開発から45年以上が経過する中で、従前用途の更新や廃止・売却など、その住環境に大きな影響を与える土地利用転換も多く発生してきた。前半の説明会では、それらの事例紹介とともに校区住民が開発当初のまちの水準を維持するために行ってきた取り組みについて、まちづくり協議会の設立や地域まちづくり計画の策定への展開も含め説明が行われた。

後半は複数のグループにわかれ、説明会で取り上げられたエリアを中心に視察が行われた。ネクサスワールド香椎では、その個性的で質の高い建物のデザインに加え、後の地域まちづくり計画の基礎にもなった壁面線の後退と統一によって生み出された歩道や低層階の店舗、まちかど広場がつくるまちなみの視察を行った。また土地利用転換の事例として、予備校学生寮跡に建設された分譲マンションでは、その建設に際し校区住民が開発業者との協議を重ね実現させた歩道の拡幅や駐車場出入口の安全対策、歩行者専用道路の街灯の視察を行った。さらに今後、土地利用転換の動向が注視される旧雇用促進住宅や旧バス営業所、留学生会館跡地や延伸が計画される都市高速道路高架下の土地の視察を通して、香陵校区のこれまでの取り組みと今後の課題についての理解を深めた。

視察後に行われた質疑では、まちづくり協議会の構成や既存の管理組合との関わり、他の自治体におけるまちづくりとマンション管理の関係などについて活発な意見交換が行われ、参加者・話題提供者双方にとって極めて有意義な時間となった。本見学会に多大なるご協力を頂いた香陵校区まちづくり協議会をはじめ関係者の皆様にこの場を借りて心より感謝したい。



見学会の様子

大会懇親会
池添昌幸（九州支部）

20日のメインシンポジウム後の17時45分から懇親会が開催された。会場は、福岡大学で最も高い文系センター棟の最上階16階にあるレストラン「スカイラウンジ」で、参加者数は102名であった。実行委員会では、九州・福岡の料理とお酒でゆっくりと楽しみながら懇親を深めてもらいたいという思いで準備にあたった。料理はオードブルに加えて、もつ鍋や筑前煮などの福岡の郷土料理を用意した。また、飲み物はフリードリンクであったが、これに加えて実行委員会で日本酒と焼酎を持ち込んだ。日本酒は、福岡の「繁耕」、「三井の壽」、「田中六五」、「若波」の4種と佐賀の「東一」、「古伊万里・前」の2種である。焼酎は、全国的にも有名なプレミアム焼酎と呼ばれる宮崎の「甕雫」と鹿児島島の「三岳」、「伊佐美」の計3種である。参加者の皆さんに感想をうかがうと、概ね好評であった。

懇親会の進行は、吉田大輝弁護士が担当した。開会にあたり主催した岡俊江九州支部長より歓迎の挨拶があり、乾杯挨拶を鎌野邦樹会長にお願いした。その後は歓談となり、会の途中には韓国より参加された金貞仁さんと盧炳龍さんのお二人にご挨拶いただいた。また、次年度の開催担当である関西支部の横田隆司支部長に挨拶と予告をいただいた。

そして、参加者の皆さんには会場から見える福岡の景色を楽しんでいただいた。福岡大学は福岡市の南西に位置し高台の場所にあるため、会場の北側からは夕暮れの福岡の市街地が広がり、遠くには博多湾沿いのシーサイドももちに立地する福岡タワーやヤフオクドームといった福岡を代表する建築物をはっきりと見る事ができた。このような夕暮れの建築群は2019年3月まで福岡大学に在籍された古賀一八先生に解説いただいた。

盛況のなか閉会時刻の19時となり、松坂徹也大会実行委員長が閉会の辞を述べ散会となった。



大会懇親会の様子

■事務局通信 会員の動向（2018年12月1日～2019年6月30日、（ ）内は支部・地域委員会名）

- 【入会会員】 「正会員」 川窪臣知（関東）、吉森和城（関東）、白水良明（北海道）、本間悟（関東）、菅沼若菜（関東）、石井大輔（中部）、中村喜久夫（関東）、森廣芳美（中部）、田村新（関東）、田村裕輝（関東）、池田佳己（関東）、佐藤健一（九州）、石川真司（中部）、小西巖（関西）、宮下輝雄（九州）、桑原糸子（関東）、佐藤永進（関東）、飯田美紀（九州）、鈴木貴泰（関東）、太田昌志（関東）
- 「賛助会員」 大阪市都市整備局企画部住宅政策課
- 【退会会員】 「正会員」 山田一夫（九州）、梅野茂夫（九州）、伊藤晴康（関東）、堀裕典（関西）、船木淳（関東）、新井弘二（関東）、木村茂（東北）、岡崎愛子（関東）、佐々木一（関東）、宮澤茂（関東）、斎藤とも子（関東）、橋本雅好（中部）、宮川壽一（中四国）、中島明子（関東）、松本恭治（関東）、服部弘昭（九州）、平松宏子（関東）、大川達良（関西）、前川智嗣（関西）、井上正司（関西）、山本隆彦（関西）、水元潤（関西）、水口真理子（関東）、秋元啓佑（関東）、和田英之（関東）、松山裕（関東）、増田五雄（中四国）、中島浩明（北海道）
- 「賛助会員」 株式会社つなぐネットコミュニケーションズ

■編集後記 昨年ブラムの美味しさに目覚め、店頭に新たな品種が並ぶ度に手が伸びます。貴陽、太陽、サマーエンジェル！（T）